



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 26 日 (火)  
号外第 24 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例 (22) (雇用人材総室) . . . . . 7
	鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例 (23) (森林・林業総室) . . 10
	鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (24) (道路企画課) . . . . . 12
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (25) (会計指導課) . . . . . 15
	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例 (26) (警察本部警務課) . . . . . 17
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (27) (警察本部生活環境課) . . . . . 19
	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (28) (教育委員会高等学校課) . . . . . 28
	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (29) (企業局経営企画課) . . . . . 29
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (30) (病院局総務課) . . . . . 30
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (31) (〃) . . . . . 31
	鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 (32) (子育て応援課) . . . . . 32

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内全域を対象に企業ニーズに的確に対応した職業訓練を提供できるよう、その企画、立案及び実施を一元化するため、2つの高等技術専門校を統合する。

2 条例の概要

(1) 倉吉市に鳥取県立産業人材育成センター（以下「センター」という。）を置き、倉吉高等技術専門校及び米子高等技術専門校をそれぞれセンターの倉吉校及び米子校に改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県手数料徴収条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

森林所有者等が行う間伐材搬出等事業に要する経費に対する助成を継続することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、もって健全な森林の育成及び資源の有効利用を図るため、条例の失効期限を延長する等の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 補助対象事業を間伐を実施し、かつ、間伐材を市場、木材の保管施設、製材加工施設等へ出荷し、又は販売とするとともに、事業の名称を間伐材搬出等事業（現行 間伐材搬出促進事業）とする。

(2) 条例の失効期限を平成27年3月31日（現行 平成25年3月31日）とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

道路法施行令の一部が改正され、太陽光発電設備等が道路占用の許可の対象物件として追加されたことに伴い、県が管理する道路における当該物件の占用料の額を定める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに占用料を徴収する。

占用物件	単位	占用料の額			
		非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用	
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1平方メートル	1,100円	950円	1,155円	997円
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設	つき1年	近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額		近傍類似の土地の時価に0.02625を乗じて得た額	

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 受益と負担の公平の確保を図るため、保育士試験に合格したことを証する書類の再交付について新たに手数料を徴収する。
- (2) 家畜伝染病予防法施行規則の一部が改正され、ヨーネ病の検査方法としてリアルタイムPCR法による検査が追加されたことに伴い、当該検査に係る事務について新たに手数料を徴収する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	単位	金額
保育士試験に合格したことを証する書類の再交付	1件につき	650円
リアルタイムPCR法による家畜のヨーネ病の検査	1件につき	2,390円

- (2) 家畜伝染病のまん延防止のために知事の命令により行う検査及び国内では発生していない豚コレラの検査については、手数料を徴収しないこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする(1)を除き、公布日とする。

◇鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定員の増員等の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 警察官の定員を1,203人(現行 1,200人)と、警部補・巡査部長の定員を665人(現行 663人)と、巡査の定員を349人(現行 348人)とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正され、風俗営業の許可等の事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、当該事務に係る手数料の額を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり手数料の額を改める。

事務の区分	単位	手数料		
		現行	改正後	
ア 風俗営業の許可				
(ア) ぱちんこ屋等に 係るもの(未認定遊 技機がない場合に 限る。)	3月以内の期間を 限って営む営業	1件につき	16,000円	15,000円
	その他の営業	1件につき	27,000円	25,000円
(イ) ぱちんこ屋等に 係るもの((ア)に掲 げるものを除く。)		1件につき	(ア)に定める額に未 認定遊技機1台ごと に20円(特定未認定 遊技機は、認定手 料から2,700円を減 じた額)を加算した 額	(ア)に定める額に 2,800円(特定未認 定遊技機がある場 合は、5,600円に、 当該特定未認定遊 技機が属する型式 の数を2,400円に 乗じて得た額を加 算した額)及び未 認定遊技機1

				台ごとに40円（特定未認定遊技機は、認定手数料から8,000円を減じた額）を加算した額
(ウ) ぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもの	3月以内の期間を限って営む営業	1件につき	15,000円	14,000円
	その他の営業	1件につき	27,000円	24,000円
(エ) 減失特例が適用される営業所に係るもの		1件につき	(ア)から(ウ)までに定める額に7,400円を加算した額	(ア)から(ウ)までに定める額に6,800円を加算した額
(オ) 同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可		1件につき	(ア)から(エ)までに定める額から9,300円を減じた額	(ア)から(エ)までに定める額から8,600円を減じた額
イ 遊技機の認定				
(ア) 指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機		1台につき	2,700円	2,200円
(イ) 検定を受けた型式に属する遊技機（(ア)に掲げるものを除く。）		1台につき	2,720円	4,340円
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる遊技機以外の遊技機		1台につき	3,680円～ 59,700円	12,600円～ 59,000円
(エ) 同時に複数の遊技機の認定を受けようとする場合の2台目以後の認定		1台につき	(ア)から(ウ)までに定める額から2,700円を減じた額	同一の型式に属する遊技機に限り、(ア)に定める額から2,200円を、(イ)に定める額から4,300円を、(ウ)に定める額から8,000円を減じた額
ウ 遊技機の型式の検定				
(ア) 指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式		1件につき	6,300円	3,900円
(イ) 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（(ア)に掲げるものを除く。）		1件につき	18,000円	6,300円
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる型式以外の型式		1件につき	174,000円～ 1,816,000円	338,000円～ 1,621,000円
エ 遊技機の認定に必要な試験		1台につき	3,300円～ 62,300円 (2台目以後は、 2,300円を減じた額)	19,100円～ 68,300円 (2台目以後は、同 一の型式に属する遊 技機に限り、14,300 円を減じた額)
オ 遊技機の検定に必要な試験		1件につき	168,200円～ 1,810,200円	345,000円～ 1,628,000円
カ 遊技機の変更の承認				
(ア) 未認定遊技機がない場合		1件につき	3,400円	2,400円
(イ) 未認定遊技機がある場合		1件につき	3,400円に未認定遊技機1台ごとに20円（特定未認定遊技機は、認定手数料から	5,200円（特定未認定遊技機がある場合は、8,000円に当該特定未認定遊技機が

		2,700円を減じた額) を加算した額	属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額) に未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機は、認定手数料8,000円を減じた額) を加算した額
--	--	---------------------	---

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県立高等学校に設置されている専攻科を廃止することに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県立高等学校専攻科の生徒等から徴収する授業料、入学科及び入学選抜手数料を廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

水力又は太陽光を利用して電力を供給する発電施設として新たに賀祥発電所及び企業局西部事務所太陽光発電所を設ける。

2 条例の概要

- (1) 新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
賀祥発電所	260キロワット	卸売
企業局西部事務所太陽光発電所	200キロワット	卸売

- (2) 施行期日は、規則で定める日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中央病院の内科及び外科を専門領域で分割し、高度な医療サービスを提供するため、標榜する診療科名の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり鳥取県立中央病院で標榜する診療科を改める。

区分	診療科名
新設	呼吸器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌・代謝内科、腫瘍内科、消化器外科、呼吸器・乳腺・内分泌外科
廃止	呼吸器外科

- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の増員を行い、県立病院の診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

## 2 条例の概要

- (1) 職員定数を1,112人（現行 1,067人）に改める。
- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

### ◇鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

#### 1 条例の廃止理由

県立保育専門学院の施設の老朽化、幼稚園教諭の資格を取得できる学校ではないなどの問題に対応し、保育士の養成を鳥取短期大学において同大学と県が連携して行うこととするため、同学院を廃止する。

#### 2 条例の概要

- (1) 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第22号

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p><u>鳥取県立産業人材育成センター条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>法第16条第1項の規定により県が設置する職業能力開発校の位置、名称、職業訓練の基準、職業訓練指導員の資格その他職業能力開発校の運営について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(職業能力開発校の位置及び名称等)</p> <p>第2条 <u>職業能力開発校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立産業人材育成センター</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>鳥取県立産業人材育成センター（以下「センター」という。）の職業訓練を行う施設の位置及び名称は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立産業人材育成センター倉吉校</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立産業人材育成センター米子校</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>センターの行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、法第15条の6第3項の規定により、センターの行う職業訓練とみなす。</u></p>	名称	位置	鳥取県立産業人材育成センター	倉吉市	名称	位置	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校	倉吉市	鳥取県立産業人材育成センター米子校	米子市	<p><u>鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の位置、名称、職業訓練の基準、職業訓練指導員の資格その他専門校の運営について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(専門校の位置及び名称等)</p> <p>第2条 <u>専門校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立倉吉高等技術専門校</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立米子高等技術専門校</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>専門校の行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、法第15条の6第3項の規定により、専門校の行う職業訓練とみなす。</u></p>	名称	位置	鳥取県立倉吉高等技術専門校	倉吉市	鳥取県立米子高等技術専門校	米子市
名称	位置																
鳥取県立産業人材育成センター	倉吉市																
名称	位置																
鳥取県立産業人材育成センター倉吉校	倉吉市																
鳥取県立産業人材育成センター米子校	米子市																
名称	位置																
鳥取県立倉吉高等技術専門校	倉吉市																
鳥取県立米子高等技術専門校	米子市																

<p>(職業訓練の基準)</p> <p>第3条 <u>センター</u>の行う普通課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 <u>センター</u>の行う短期課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(職業訓練の基準)</p> <p>第3条 <u>専門校</u>の行う普通課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 <u>専門校</u>の行う短期課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(<u>センター</u>以外の施設で行うことができる職業訓練)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、<u>センター</u>以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。</p>	<p>(<u>専門校</u>以外の施設で行うことができる職業訓練)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、<u>専門校</u>以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。</p>
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 <u>センター</u>を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 <u>専門校</u>を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>
<p>(入校選考手数料の徴収)</p> <p>第6条 普通課程の職業訓練を受けるため<u>センター</u>の入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>(入校選考手数料の徴収)</p> <p>第6条 普通課程の職業訓練を受けるため<u>専門校</u>の入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。</p> <p>2 略</p>
<p>(入校料の徴収)</p> <p>第7条 普通課程の職業訓練を受けるため<u>センター</u>への入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>(入校料の徴収)</p> <p>第7条 普通課程の職業訓練を受けるため<u>専門校</u>への入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。</p> <p>2 略</p>
<p>(授業料の徴収)</p> <p>第8条 <u>センター</u>の普通課程に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>(授業料の徴収)</p> <p>第8条 <u>専門校</u>の普通課程に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。</p> <p>2 略</p>
<p>(受講料の徴収)</p> <p>第9条 <u>センター</u>の短期課程に在籍する者に対しては、受講料を徴収する。ただし、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しない。</p> <p>2 略</p>	<p>(受講料の徴収)</p> <p>第9条 <u>専門校</u>の短期課程に在籍する者に対しては、受講料を徴収する。ただし、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しない。</p> <p>2 略</p>



<p>(規則への委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、<u>センター</u>の普通課程及び短期課程の訓練科、訓練生の定員、訓練期間その他<u>センター</u>の運営について必要な事項は、第3条に規定する基準に従って規則で定める。</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、<u>専門学校</u>の普通課程及び短期課程の訓練科、訓練生の定員、訓練期間その他<u>専門学校</u>の運営について必要な事項は、第3条に規定する基準に従って規則で定める。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に鳥取県立高等技術専門学校に在籍していた者であつて、訓練期間の末日が施行日以後であるものは、施行日以後、鳥取県立産業人材育成センターに在籍するものとする。

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

3 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(201) 略</p> <p>(201の2) <u>鳥取県立産業人材育成センター</u>における成績証明書又は修了証明書の交付（職業訓練を修了した者に対して交付するものに限る。） 1件につき420円</p> <p>(202)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(201) 略</p> <p>(201の2) <u>鳥取県立高等技術専門学校</u>における成績証明書又は修了証明書の交付（職業訓練を修了した者に対して交付するものに限る。） 1件につき420円</p> <p>(202)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第23号**

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県間伐材搬出等事業助成条例</u></p>	<p><u>鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>間伐材搬出等事業</u>を行う森林所有者等に対し助成することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、もって健全な森林の育成及び資源の有効利用を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>間伐材搬出促進事業</u>を行う森林所有者等に対し助成することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、もって健全な森林の育成及び資源の有効利用を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>間伐材搬出等事業</u> <u>間伐を実施し、かつ、間伐材を市場、木材の保管施設、製材加工施設等へ出荷し、又は販売する事業をいう。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>間伐材搬出促進事業</u> <u>間伐した現地に集積された間伐材を市場、木材の保管施設又は製材加工施設へ運搬し、かつ、出荷又は販売する事業をいう。</u></p> <p>(2) 略</p>
<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、<u>間伐材搬出等事業</u>を実施する森林所有者等に対し、予算の範囲内で<u>間伐材搬出等事業費補助金</u>（以下「補助金」という。）を交付する。</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、<u>間伐材搬出促進事業</u>を実施する森林所有者等に対し、予算の範囲内で<u>間伐材搬出促進事業費補助金</u>（以下「補助金」という。）を交付する。</p>
<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>間伐材搬出等事業</u>に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）以下とする。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>間伐材搬出促進事業</u>に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）以下とする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年 3 月 31 日</u>限り、その効力を</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年 3 月 31 日</u>限り、その効力を</p>

失う。 3 略	失う。 3 略
------------	------------

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の交付決定に係る補助金について適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第24号**

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）							
区分	単位	占用料				区分	単位	占用料			
		金額						金額			
		非課税とされる る占用		非課税とされる る占用以外の 占用				非課税とされる る占用		非課税とされる る占用以外の 占用	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域			市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
略				略							
道路	略			道路	略						
法施 行令 （昭 和27 年政 令第 479 号。 以下 「政 令」 とい う。 ）第 7条 第1 号に 掲げ る物 件	幕 （ 政 令 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 で あ る も	略		法施 行令 （昭 和27 年政 令第 479 号。 以下 「政 令」 とい う。 ）第 7条 第1 号に 掲げ る物 件	幕 （ 政 令 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 で あ る も	略					

の を 除 く 。 )		略			
政令第7条第2号に掲げる工作物	占 用 面 積 1平	1,100 円	950円	1,155 円	997円
政令第7条第3号に掲げる施設	方 メ ー ト ル に つ き 1年	Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.02625を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占 用 面 積 1平 方 メ ー ト ル に つ き 1月	200円	100円	210円	105円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1月	略			
政令第7条第8号に掲げる施設	略	略			
政令第7条第9号に掲げる施設	略	略			
政令第7条第	略	略			

の を 除 く 。 )		略			
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占 用 面 積 1平 方 メ ー ト ル に つ き 1月	200円	100円	210円	105円
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	1月	略			
政令第7条第6号に掲げる施設	略	略			
政令第7条第7号に掲げる施設	略	略			
政令第7条第	略	略			

11号 に掲 げる 応急 仮設 建築 物		9号 に掲 げる 応急 仮設 建築 物	
政令 <u>第7条</u> <u>第12号</u> に掲 げる器具		政令 <u>第7条</u> <u>第10号</u> に掲 げる器具	
備考 略		備考 略	

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第25号**

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(15の2) 前号に規定する保育士試験に合格したことを証する書類の再交付 1件につき650円</u></p> <p><u>(15の3) 略</u></p> <p><u>(15の4) 略</u></p> <p><u>(15の5) 略</u></p> <p><u>(15の6) 略</u></p> <p>(16)～(223) 略</p> <p>(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） <u>第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ ヨーネ病 (ア)・(イ) 略</p> <p><u>(ウ) リアルタイムPCR法による検査 1件につき2,390円</u></p> <p>(225) 家畜伝染病予防法第8条の規定に基づく家畜の検査（前号に規定する検査に限る。）を行った旨の証明書の交付 1件につき400円</p> <p><u>(225の2) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規則</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(15の2) 略</u></p> <p><u>(15の3) 略</u></p> <p><u>(15の4) 略</u></p> <p><u>(15の5) 略</u></p> <p>(16)～(223) 略</p> <p>(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） <u>第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。）</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ ヨーネ病 (ア)・(イ) 略</p> <p><u>ク 豚コレラ 1件につき260円</u></p> <p>(225) 家畜伝染病予防法第8条（<u>同法第31条第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく家畜の検査（<u>同法第4条の2第3項の規定に基づく家畜の検査及び同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。</u>）を行った旨の証明書の交付 1件につき400円</p>

<p><u>の規定に基づく蜜蜂の腐蛆病の検査</u> 1件につき 60円</p> <p><u>(225の3) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規則</u> <u>の規定に基づく蜜蜂の腐蛆病の検査に合格した旨</u> <u>の証明書の交付</u> 1件につき400円</p> <p>(226) <u>養蜂振興法</u>（昭和30年法律第180号）第4条 第1項の規定に基づく転飼の許可 1場所につき 150円に蜂群の数を乗じた額（その額が2,300円を 超えるときは、2,300円）</p> <p>(227)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(226) <u>養ほう振興法</u>（昭和30年法律第180号）第4 条第1項の規定に基づく転飼の許可 1場所につ き150円にほう群の数を乗じた額（その額が2,300 円を超えるときは、2,300円）</p> <p>(227)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項中第15号の2から第15号の5までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に1号を加える改正規定及び同項第224号キに(ウ)を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。



鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第26号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,203人</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>665人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>349人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、<u>同項前段の規定による振替後の警察官の定員に加えて10人の警察官を置くことができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u></p> <p>6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、<u>同項前段の規定による振替後の警察官の定員に加えて5人の警察官を置くことができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u></p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,200人</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>663人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>348人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">警視</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">警部</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">警部補・巡査部長</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2人</td> </tr> </table> <p>6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">警視</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">警部補・巡査部長</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1人</td> </tr> </table>	警視	1人	警部	1人	警部補・巡査部長	6人	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人	警視	1人	警部補・巡査部長	3人	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	1人
警視	1人														
警部	1人														
警部補・巡査部長	6人														
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人														
警視	1人														
警部補・巡査部長	3人														
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	1人														

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第27号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から<u>8,600円</u>を減じた額）</p> <p>ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）に係るもの（営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がない場合に限る。）</p> <p>(ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき<u>15,000円</u></p> <p>(イ) その他の営業に係るもの 1件につき<u>25,000円</u></p> <p>イ ぱちんこ屋等に係るもの（アに掲げるものを除く。）アに定める額に、<u>1件につき2,800円</u>（風営適正化法第20条第4項の認定を受けた型式に属する遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、<u>5,600円</u>に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）及び営業所に設置する未認定遊技機の台数を40円（特定未認定遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から<u>9,300円</u>を減じた額）</p> <p>ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）に係るもの（営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合に限る。）</p> <p>(ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき<u>16,000円</u></p> <p>(イ) その他の営業に係るもの 1件につき<u>27,000円</u></p> <p>イ ぱちんこ屋等に係るもの（アに掲げるものを除く。）アに定める額に、<u>風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円</u>（風営適正化法第20条第4項の認定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から<u>2,700円</u>を減じた額）を加算した額</p>

- 8,000円を減じた額) に乗じて得た額を加算した額
- ウ ぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもの
- (ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき14,000円
- (イ) その他の営業に係るもの 1件につき24,000円
- (2) 風営適正化法第4条第3項の規定が適用される営業所に係る風営適正化法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可 前号に定める額に6,800円を加算した額
- (3)～(9) 略
- (10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(同時に同一の型式に属する複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の遊技機の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から、1に掲げる遊技機にあつては2,200円を、2に掲げる遊技機にあつては4,300円を、3に掲げる遊技機にあつては8,000円を減じた額)

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機	1台につき <u>2,200円</u>
2 風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機(1に掲げるものを除く。)	1台につき <u>4,340円</u>
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機 (1) ぱちんこ遊技機 ア 入賞を容易にするための装置であつて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規	

- ウ ぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもの
- (ア) 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき15,000円
- (イ) その他の営業に係るもの 1件につき27,000円
- (2) 風営適正化法第4条第3項の規定が適用される営業所に係る風営適正化法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可 前号に定める額に7,400円を加算した額
- (3)～(9) 略
- (10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(同時に複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から2,700円を減じた額)

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機	1台につき <u>2,700円</u>
2 風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機(1に掲げるものを除く。)	1台につき <u>2,720円</u>
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機 (1) ぱちんこ遊技機 ア 入賞を容易にするための装置であつて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規	

<p>則で定めるもの （以下「特定装置」という。） が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>（ア） マイクロ プロセッサ （電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。）を内蔵するもの</p> <p>（イ） マイクロ プロセッサ を内蔵しないもの</p> <p>イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）</p> <p>（ア） マイクロ プロセッサ を内蔵するもの</p> <p>（イ） マイクロ プロセッサ を内蔵しないもの</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの</p> <p>（2） 回胴式遊技機</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの</p> <p>（3） アレンジボー</p>	<p>1台につき<u>35,000円</u></p> <p>1台につき<u>16,300円</u></p> <p>1台につき<u>29,000円</u></p> <p>1台につき<u>16,300円</u></p> <p>1台につき<u>14,400円</u></p> <p>1台につき<u>59,000円</u></p> <p>1台につき<u>23,000円</u></p>	<p>則で定めるもの （以下「特定装置」という。） が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>（ア） マイクロ プロセッサ （電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。）を内蔵するもの</p> <p>（イ） マイクロ プロセッサ を内蔵しないもの</p> <p>イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）</p> <p>（ア） マイクロ プロセッサ を内蔵するもの</p> <p>（イ） マイクロ プロセッサ を内蔵しないもの</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの</p> <p>（2） 回胴式遊技機</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの</p> <p>（3） アレンジボー</p>	<p>1台につき<u>31,700円</u></p> <p>1台につき<u>8,200円</u></p> <p>1台につき<u>24,700円</u></p> <p>1台につき<u>8,200円</u></p> <p>1台につき<u>5,900円</u></p> <p>1台につき<u>59,700円</u></p> <p>1台につき<u>14,700円</u></p>
---	--	---	---

ル遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>35,000円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>19,000円</u>
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>35,000円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>19,000円</u>
(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>29,000円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>12,600円</u>

ル遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>30,700円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>10,800円</u>
(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>30,700円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>10,800円</u>
(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>24,700円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>3,680円</u>

(11) 風営適正化法第20条第4項の規定に基づく遊技機の型式の検定 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式	1件につき <u>3,900円</u>
2 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(1に掲げるものを除く。)	1件につき <u>6,300円</u>
3 1又は2に掲げる型式以外の型式 (1) ぱちんこ遊技機 ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装	

(11) 風営適正化法第20条第4項の規定に基づく遊技機の型式の検定 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 風営適正化法第20条第5項の指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式	1件につき <u>6,300円</u>
2 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(1に掲げるものを除く。)	1件につき <u>18,000円</u>
3 1又は2に掲げる型式以外の型式 (1) ぱちんこ遊技機 ア 特定装置が設けられているもの(当該特定装	

置を連続して作動させることができるものに限る。)		置を連続して作動させることができるものに限る。)	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,435,000</u> 円	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,530,000</u> 円
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>438,000</u> 円	(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>296,000</u> 円
イ 特定装置が設けられているもの (アに掲げるものを除く。)		イ 特定装置が設けられているもの (アに掲げるものを除く。)	
(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,128,000</u> 円	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,141,000</u> 円
(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>438,000</u> 円	(イ) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>296,000</u> 円
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>338,000</u> 円	ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1 件につき <u>174,000</u> 円
(2) 回胴式遊技機		(2) 回胴式遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,621,000</u> 円	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,816,000</u> 円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>479,000</u> 円	イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>399,000</u> 円
(3) アレンジボール遊技機		(3) アレンジボール遊技機	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,148,000</u> 円	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき <u>1,193,000</u> 円
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>482,000</u> 円	イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1 件につき <u>349,000</u> 円
(4) じゃん球遊技機		(4) じゃん球遊技機	
ア マイクロプロ	1 件につき <u>1,147,000</u>	ア マイクロプロ	1 件につき <u>1,192,000</u>

セッサーを内蔵するもの	円
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>481,000円</u>

セッサーを内蔵するもの	円
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>348,000円</u>

(12) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の認定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に同一の型式に属する複数の遊技機について試験を受けようとする場合における2台目以後の遊技機の試験については、それぞれ同表の右欄に定める額から14,300円を減じた額）

(12) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の認定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に複数の遊技機について試験を受けようとする場合における2台目以後の試験については、それぞれ同表の右欄に定める額から2,300円を減じた額）

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機	
(1) 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>43,300円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>23,100円</u>
(2) 特定装置が設けられているもの (（1）に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>36,300円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>23,000円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>21,000円</u>
2 回胴式遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>68,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵し	1台につき <u>30,300円</u>

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機	
(1) 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>32,300円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>8,100円</u>
(2) 特定装置が設けられているもの (（1）に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>25,300円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>8,100円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1台につき <u>5,700円</u>
2 回胴式遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>62,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵し	1台につき <u>15,300円</u>



ないもの	
3 アレンジボール遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>42,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>26,300円</u>
4 じゃん球遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>42,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>26,300円</u>
5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>36,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>19,100円</u>

ないもの	
3 アレンジボール遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>31,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>10,800円</u>
4 じゃん球遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>31,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>10,800円</u>
5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機	
(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき <u>25,300円</u>
(2) マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1台につき <u>3,300円</u>

(13) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の検定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機の型式	
(1) 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1件につき <u>1,442,000円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>445,000円</u>
(2) 特定装置が設	

(13) 風営適正化法第20条第5項の規定に基づく遊技機の検定に必要な試験の実施 次の表の左欄に掲げる遊技機の型式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 ぱちんこ遊技機の型式	
(1) 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1件につき <u>1,524,200円</u>
イ マイクロプロセッサーを内蔵しないもの	1件につき <u>290,200円</u>
(2) 特定装置が設	

けられているもの ((1)に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,135,000円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>445,000円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1件につき <u>345,000円</u>
2 回胴式遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,628,000円</u>
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>486,000円</u>
3 アレンジボール遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,155,000円</u>
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>489,000円</u>
4 じゃん球遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,154,000円</u>
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>488,000円</u>

(14) 風営適正化法第20条第10項において準用する風営適正化法第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合 1件につき2,400円

イ 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合 1件につき5,200円 (特定未認定

けられているもの ((1)に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,135,200円</u>
イ マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>290,200円</u>
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1件につき <u>168,200円</u>
2 回胴式遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,810,200円</u>
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>393,200円</u>
3 アレンジボール遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,187,200円</u>
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>343,200円</u>
4 じゃん球遊技機の型式	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき <u>1,186,200円</u>
(2) マイクロプロセッサを内蔵しないもの	1件につき <u>342,200円</u>

(14) 風営適正化法第20条第10項において準用する風営適正化法第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 承認を受けようとする遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合 1件につき3,400円

イ 承認を受けようとする遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技

<p><u>遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額</u>に、<u>未認定遊技機の台数を40円（特定未認定遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から8,000円を減じた額）に乗じて得た額を加算した額</u></p> <p>(15)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>機がある場合 1件につき3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（風営適正化法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ第10号の表の3の項に定める額から2,700円を減じた額）を加算した額</u></p> <p>(15)～(70) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第28号**

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
(授業料等の徴収)					(授業料等の徴収)				
第2条 略					第2条 略				
2 前項の規定にかかわらず、当分の間、県立高等学校の生徒に対しては、授業料を徴収しない。					2 前項の規定にかかわらず、当分の間、県立高等学校の生徒に対しては、 <u>専攻科の生徒</u> その他規則で定める者を除き、授業料を徴収しない。				
3 略					3 略				
(授業料等の額)					(授業料等の額)				
第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。					第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。				
区分		金額			区分		金額		
		授業料（年額）	入学料	入学選抜手数料			授業料（年額）	入学料	入学選抜手数料
県立高等学校	略				県立高等学校	略			
	通信制の課程	1単位につき 310円	480円			通信制の課程	1単位につき 310円	480円	
	専攻科	261,600円	10,000円	2,200円		専攻科	261,600円	10,000円	2,200円
2 略					2 略				

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第29号**

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(経営の基本) 第4条 略 2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。			(経営の基本) 第4条 略 2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。		
施設の名称	最大出力	電力供給方法	施設の名称	最大出力	電力供給方法
略		卸売	略		卸売
袋川発電所	1,100キロワット		袋川発電所	1,100キロワット	
賀祥発電所	260キロワット				
鳥取放牧場風力発電所	3,000キロワット		鳥取放牧場風力発電所	3,000キロワット	
企業局西部事務所太陽光発電所	200キロワット				

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第30号**

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(経営の基本)				(経営の基本)			
第2条 略				第2条 略			
2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。				2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科名	病床の種別	名称	位置	診療科名	病床の種別
鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 神経内科 心臓 内科 <u>呼吸器内科</u> <u>消化器内科</u> <u>血液内科</u> <u>糖尿病・内分泌・代謝</u> 内科 <u>腫瘍内科</u> 外科 <u>消化器外科</u> <u>呼吸器</u> <u>・乳腺・内分泌外科</u> 心臓血管外科 脳神経 外科 小児外科 整形 外科 形成外科 精神 科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション 科 放射線科 病理診 断科 臨床検査科 救 急科 歯科口腔外科 麻酔科	略	鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 神経内科 心臓 内科 外科 <u>呼吸器外</u> <u>科</u> 心臓血管外科 脳 神経外科 小児外科 整形外科 形成外科 精神科 小児科 皮膚 科 泌尿器科 産婦人 科 眼科 耳鼻いんこ う科 リハビリテーシ ョン科 放射線科 病 理診断科 臨床検査科 救急科 歯科口腔外 科 麻酔科	略
		略				略	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第31号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,112人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,067人</u> とする。 2 略

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年 3 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第32号**

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。